

～ハリケーン・イルマ通過後の甚大な被害における注意喚起～

ハリケーン・イルマによる甚大な被害により，中米カリブ諸国ではライフラインの途絶，治安の悪化等のおそれがありますので，これらの国の渡航・滞在を予定されている方は，現地の最新の状況を確認の上，当面の間，不要不急の渡航は控えてください。

- 1 ハリケーン・イルマは，9月上旬に中米カリブ諸国や米国東部を直撃したため，多数の死者が発生し，多数の人が避難を余儀なくされており，国によっては大規模な停電及び断水を伴う甚大な被害を及ぼしました。
- 2 これらの諸国においては復旧作業が行われているところですが，今後も，停電・断水の継続，物資供給不足の発生，交通機関の乱れ，略奪等の治安の悪化，状況によっては衛生状態の悪化による感染症の拡大等のおそれがあります。
- 3 つきましては，ハリケーン・イルマの通過により被害が出ているキューバ，バハマ，ハイチ，ドミニカ共和国，プエルトリコ，バージン諸島，アンティグア・バーブーダ，アンギラ，モントセラト，グアドループ，セントクリストファー・ネイヴィス，サニーマルタン，サバ島，シント・ユースタティウス島，シントマールテン，サンバルテルミー島への渡航・滞在を予定されている方は，上記状況をふまえ，現地の最新の状況を確認の上，当面の間，不要不急の渡航は控えてください。
- 4 万一災害に巻き込まれた場合は，現地の治安当局等が発表する注意喚起等に従って安全確保に努めるとともに，最寄りの在外公館（下記連絡先）まで連絡してください。

5 海外渡航前には万一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html> )

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、「たびレジ」に登録してください。

(詳細は <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/#> 参照)

(問い合わせ先)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課 (内線) 2306

○海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html> (スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

在トリニダード・トバゴ日本国大使館が、アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、スリナム、ドミニカ国、セントルシア及びグレナダを兼轄

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：[ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)